

港区公共施設白書

令和2年度（2020年度）

港 区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

港区公共施設白書

令和 2 年度（2020 年度）

港 区

はじめに

1 背 景	2
2 港区公共施設白書の概要	3

第1章 港区の概要

1 地 勢	6
2 人 口	10
3 財政状況	14

第2章 データでみる港区の公共施設

1 公共施設の保有・管理の状況	20
2 公共施設の配置・利用の状況	27
3 公共施設にかかる経費	56
4 区政モニターアンケート調査の結果	60

第3章 公共施設に関する港区の取組

1 施設整備手法の多様化	66
2 定期的、継続的な点検・診断	68
3 予防保全型管理の導入	70
4 公共施設の災害対策	72
5 公共施設の地球温暖化対策	74
6 誰もが利用しやすい公共施設を目指して	76

第4章 公共施設の一覧

1 建物一覧	78
2 橋りょう一覧	105
3 公園等一覧	112



■ はじめに

1 背景

■ 港区公共施設マネジメント計画の策定

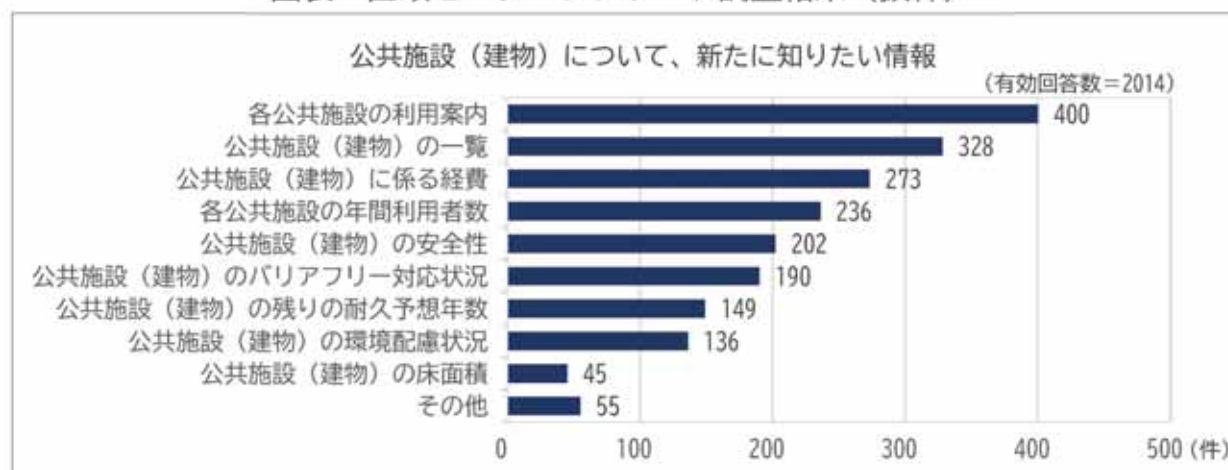
港区は、平成 28(2016)年度に「港区公共施設マネジメント計画」(以下、「マネジメント計画」という。)を策定し、公共施設の整備・活用の考え方や維持管理の進め方など、これからの公共施設のあり方に関する基本的な考え方を示しました。特徴としては、区有施設保有量の増加を抑制することや、公共施設の安全・安心を確保しながら長寿命化し、大切に使用し続けることなどの目標を掲げていることが挙げられます。また、ファシリティマネジメント¹への活用が期待できる情報(施設保有量やコスト等)については、継続的に収集し、一元管理していくこととしています。



■ 区政モニターアンケートの実施

令和元(2019)年度に公共施設(建物)に関するアンケート調査を実施したところ、公共施設(建物)について区民が新たに知りたい情報として、以下の回答がありました。(調査結果の概要は、第2章「データでみる公共施設」で紹介しています。)

図表 区政モニターアンケート調査結果(抜粋)



出典：令和元年度(2019年度)区政モニターアンケート調査報告書より作成

¹ 企業や団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のことで、建物、設備等を経営にとって最適な状態で保有、賃借、使用、運営、維持するための総合的な経営管理活動をいう。

2 港区公共施設白書の概要

■ 本書の目的

区では、区政に関する情報を積極的に提供していく方針を掲げており、ライフステージに応じたサービスの情報等を分野ごとに丁寧に発信しています。一方で、公共施設については、区役所や学校、道路、公園など、様々な種類が存在するほか、施設に関する取組の分野也多岐にわたることから、一元的な情報発信が困難でした。

そこで、マネジメント計画では、分野をまたいだ港区の公共施設全体に関する情報を発信するため、本書を定期的に作成していくこととしました。

■ 本書の構成

マネジメント計画を策定してからの4年間、区では、公共施設の維持管理に関する工事の考え方を大きく変更し、全庁的な推進体制を整備したほか、施設情報の一元管理に向けた準備を進めてきました。その過程で収集、整理した情報を分かりやすくとりまとめました。また、区政モニターアンケート調査で明らかになった施設情報の新たなニーズに応えるため、本書の構成を以下のように整理しました。

章	主 題	主な内容	ページ
第1章	港区の概要	地勢 人口 財政状況	5 - 18
第2章	データでみる 港区の公共施設	公共施設の保有・管理の状況 公共施設の配置・利用の状況 公共施設にかかる経費 区政モニターアンケート調査の結果	19 - 64
第3章	公共施設に関する 港区の取組	施設整備手法の多様化 定期的、継続的な点検・診断 予防保全型管理の導入 公共施設の災害対策 公共施設の地球温暖化対策 誰もが利用しやすい公共施設を目指して	65 - 76
第4章	公共施設の一覧	建物一覧 橋りょう一覧 公園等一覧	78 - 142

■ 公共施設の分類

本書における公共施設の分類は以下のとおりとします。

大分類	小分類	説 明
土 地	区有地	区が単独または共同で所有する土地のこと。 主に、区有施設用地や公園等として行政サービスを提供している。
	借 地	他者から、一定期間借りて行政サービスを提供している土地のこと。
建 物	区有施設	区が単独または他者と共同で所有する建物のこと。
	賃貸、リース	他者から、建物全体または一部の床を借りて行政サービスを提供している建物のこと。
インフラ施設	道 路	区が法令に基づき管理している道路（区道）及び区が所有、管理している通路（区有通路）のこと。
	橋りょう	区が管理している道路橋のこと。
	公園等	区が法令等に基づき管理している公園、児童遊園、緑地、遊び場のこと。

本書に記載される計数は、原則として表示単位未満について端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合があります。